

バリアフリー性に関する基準 [高齢者等配慮対策等級 4 以上 (共同住宅の専用部分は等級 3)]

この基準は、一戸建て住宅等（共同住宅以外）の場合、評価方法基準第 5 の 9 - 1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）に定められている等級 4 の基準が適用され、移動等に伴う転倒・転落等の防止および介助用車いすの使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にする措置を確保した住宅とすることを想定しています。

共同住宅の専用部分については、評価方法基準第 5 の 9 - 1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）に定められている等級 3 の基準が適用され、移動等に伴う転倒・転落等の防止および介助用車いすの使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にするための基本的な措置を確保した住宅とすることを想定しています。

また、共同住宅の共用部分については、評価方法基準第 5 の 9 - 2 高齢者等配慮対策等級（共用部分）に定められている等級 4 の基準が適用され、移動等に伴う転倒・転落等の防止および自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関から建物の出入口まで容易に到達することについて配慮した住宅とすることを想定しています。

1 専用部分の基準（一戸建て住宅等）[高齢者等配慮対策等級（専用部分） 4]

(1) 部屋の配置

日常生活空間の部屋の配置は、次のアまたはイのいずれかとします。

ア 特定寝室がある階には、便所および浴室を配置します。

イ 次の①または②に適合するホームエレベーターを設定し、かつ、特定寝室がある階に便所を配置します。

① 出入口の有効幅員を 750mm 以上とします。

② 通路等から直進して入ることができるよう設置し、出入口の有効幅員を 650mm 以上とします。

よくある質問 <バリアフリー>

Q1 「日常生活空間」とは何ですか？

A1 「日常生活空間」とは、次をの①～⑩のすべてをいい、基本的な生活行為が行われるために必要最低限と考えられる空間です。

① 玄関 ② トイレ ③ 浴室 ④ 脱衣室 ⑤ 洗面所 ⑥ 食事室 ⑦ 特定寝室

⑧ 特定寝室と同じ階にあるバルコニー（特定寝室が接地階にある場合を除く）

⑨ 特定寝室と同じ階にある全ての居室

⑩ ①～⑨を結ぶ経路

※ 各室や経路が 2 つ以上ある場合には、高齢者等の利用を想定するいずれか 1 つに限りま

Q2 「特定寝室」とは何ですか？

A2 「特定寝室」とは、入居時に高齢者等が寝室として使用する居室または将来高齢者等が寝室として使用する予定の居室をいいます。

(2) 段差

ア 日常生活空間内の床を、段差のない構造とします。ただし、次の①～③に掲げる段差にあつては、基準を適用しません。

① 玄関の出入口の段差で、くつずりと玄関外側の高低差を 20mm 以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差を 5mm 以下としたもの

② 勝手口その他屋外に面する開口（玄関を除きます。以下「勝手口等」という。）の出入口および上がりかまちの段差

③ 浴室の出入口の段差で、20mm 以下の単純段差

イ 日常生活空間内の玄関の上がりかまちについては、次の①～④に掲げる段差を設けることができるものとします。踏み段を設ける場合、踏み段は 1 段とし、奥行きは 300mm 以上、幅は 600mm 以上とします。

① 当該玄関が接地階にある場合、玄関の上がりかまちの 180mm 以下の段差

② 当該玄関が接地階にあり、踏み段を設ける場合、土間と踏み段との段差および踏み段と上がりかまちの 180mm 以下の段差

③ 当該玄関が接地階以外にある場合、玄関の上がりかまちの110mm以下の段差

④ 当該玄関が接地階以外にあり、踏み段を設ける場合、土間と踏み段との段差および踏み段と上がりかまちの110mm以下の段差

ウ 日常生活空間内の居室の部分の床のうち、次の①～⑤のすべてに適合するものとその他の部分の床との間には、300mm以上450mm以下の段差を設けることができます。

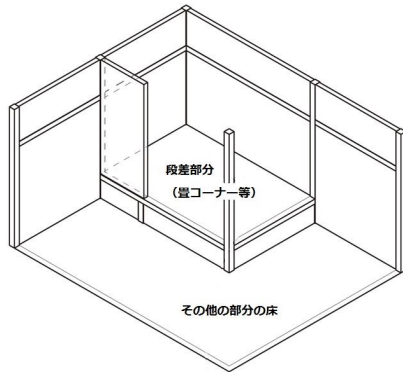
① 介助用車いすの移動の妨げとならない位置であること

② 面積が3㎡以上9㎡（当該居室の面積が18㎡以下の場合、当該面積の1/2）未満であること

③ 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の1/2未満であること

④ 間口（工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。）が1,500mm以上あること

⑤ その他の部分の床より高い位置にあること



ウの段差の例（置コーナー）

エ 接地階を有する住宅の日常生活空間内のバルコニーの出入口には、次の①～⑤に掲げる段差を設けることができます。踏み段を設ける場合、踏み段は1段とし、奥行きが300mm以上で幅が600mm以上、当該踏み段とバルコニーの端との距離が1,200mm以上とします。

① 180mm以下の単純段差

② 250mm以下の単純段差（手すりを設置した場合に限る。）

③ 踏み段を設ける場合、360mm以下の単純段差とし、バルコニーと踏み段との段差および踏み段とかまちとの段差を180mm以下の単純段差としたもの

④ 屋内側および屋外側の高さが180mm以下のまたぎ段差（手すりを設置した場合に限る。）

⑤ 踏み段を設ける場合、屋内側の高さが180mm以下で屋外側の高さが360mm以下のまたぎ段差とし、バルコニーと踏み段との段差および踏み段とかまちとの段差を180mm以下の単純段差としたもの（手すりを設置した場合に限る。）

オ 接地階を有しない住宅の日常生活空間内のバルコニーの出入口には、次の①または②に掲げる段差を設けることができます。踏み段を設ける場合、踏み段は1段とし、奥行きが300mm以上で幅が600mm以上、当該踏み段とバルコニーの端との距離が1,200mm以上とします。

① 180mm以下の単純段差

② 踏み段を設ける場合、360mm以下の単純段差とし、バルコニーと踏み段との段差および踏み段とかまちとの段差を180mm以下の単純段差としたもの

カ 日常生活空間外の床を、段差のない構造とします。ただし、次の①～⑥に掲げるものは、基準を適用しません。

① 玄関の出入口の段差

② 玄関の上がりかまちの段差

③ 勝手口等の出入口および上がりかまちの段差

④ バルコニーの出入口の段差

⑤ 浴室の出入口の段差

⑥ 室内または室の部分の床とその他の部分の床の90mm以上の段差